

別表十二(十一)

11欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

社会・地域貢献準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 : : 法人名 ()

当期積立額		1	円	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首社会・地域貢献準備金の金額	7	円	
積立限度額	〔当期の日本郵政株式会社法第13条第2項に規定する利益金の額のうち社会・地域貢献基金に積み立てた金額〕	2			当期益金算入額	日本郵政株式会社法第13条第4項ただし書の規定により基金を取り崩した場合の益金算入額	8	
					同上以外の場合による益金算入額	9		
					計	(8) + (9)	10	
					当期積立額のうち損金算入額	(1) - (3)	11	
積立限度超過額 (1) - (2)	3				差引社会・地域貢献準備金の金額	(7) - (10) + (11)	12	
					累積限度超過額	(5)	13	
累積限度超過額の計算					期末社会・地域貢献準備金の金額		14	
					差引社会・地域貢献準備金の金額	(12)	15	
累積限度超過額	(4) - 1兆円				累積限度超過額		16	
					差引社会・地域貢献準備金の金額	(12)	17	
限度超過額合計	(3) + (5)	6			当期の差分	当期に生じた差額の合計額 (6) + (17)	18	
					前前分以	前期末における差額 (前期の(16))	19	

11欄
 社会・地域貢献準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の
 ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の58の2第1項」
 ②区分番号に、「10200」
 ③当該別表十二(十)11欄の金額(円単位)を記載してください

別表十二(十一) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分